



2008年12月18日 第2009-10号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

次世代育成支援対策推進法改正

101人以上は、行動計画義務付けに

地域や職場における、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が、今臨時国会で成立しました。これにより次世代育成支援対策推進法の一部が改正されました。

改正法のポイント

1. 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する、一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、101人以上の企業は義務（101人以上300人以下の企業は2011年3月31日まで努力義務）、100人以下の企業は努力義務となりました。

企業規模	現行	2009年4月1日以降	2011年4月1日以降
301人以上	規定なし	義務	義務
101人以上300人以下		努力義務	義務
100人以下			努力義務

義務及び努力義務の規定は、それぞれ上記に掲げる日以降に策定・変更した行動計画について適用されます。なお、2009年3月31日までに届け出た行動計画については、義務ではありませんが、自ら公表・周知することを妨げるものではありません。

2. 行動計画の届出義務企業の拡大

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上の企業から、従業員101人以上の企業に拡大されました。

企業規模	現行	2011年4月1日以降
301人以上	義務	義務
101人以上300人以下	努力義務	義務
100人以下		努力義務